

Client Alert

15 May 2023

「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（GX 推進法）が成立

本アラートに関する お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



鈴木 康祐
パートナー
+81 3 6271 9698
kosuke.suzuki@bakermckenzie.com



佐々木 里莉
アソシエイト
+81 3 6271 9759
riri.sasaki@bakermckenzie.com

2023年5月12日、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（以下「GX 推進法」）が今国会で可決され、成立した。公布日¹から3か月以内の施行とされている（附則1条）。GX 推進法案の全文は[こちら](#)。

日本における GX 実現への動き

近年、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する「グリーントランスフォーメーション（GX）」の実現に向けた投資競争が世界規模で加速している。

日本においても、2020年10月に2050年カーボンニュートラル宣言がなされたことを皮切りに、昨年7月に岸田総理を議長とするGX実行会議が設置され、同年12月に同会議においてとりまとめられた「GX実現に向けた基本方針²」（以下「基本方針」）が、本年2月に閣議決定された。同基本方針では、GXを通じて脱炭素・エネルギー安定供給・経済成長を実現するための今後10年を見据えた取組の方針がまとめられており、①エネルギー安定供給の確保に向け、徹底した省エネに加え、再エネや原子力などのエネルギー自給率の向上に資する脱炭素電源への転換などGXに向けた脱炭素の取組を進めること、及び、②GXの実現に向け、「GX経済移行債」等を活用した大胆な先行投資支援、カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ、新たな金融手法の活用などを含む「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行を行うことなどが示されている。

GX 推進法の概要

GX 推進法は、基本方針に基づき、主に下記1~5の点を定めている。以下、各点について解説する。

1. GX 推進戦略の策定・実行

政府は、GXを総合的かつ計画的に推進するための戦略（脱炭素成長型経済構造移行推進戦略。以下「GX 推進戦略」）を策定する。当該戦略は、GX 経済への移行状況を検討の上、適切に見直しが行なわれる（第6条）。

2. GX 経済移行債の発行

政府は、今後10年間で150兆円を超えるGX投資を官民協調で実現していくと基本方針で示しており、その先行投資支援のため、2023年度から10年間

¹ 法律の成立後、最後の議決を行った議院の議長から、内閣を経由して奏上された日から30日以内の日（国会法第65条第1項、第66条）。

² https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002_1.pdf



で 20 兆円規模の GX 経済移行債（脱炭素成長型経済構造移行債）を発行する（第 7 条）。

なお、基本方針において、民間のみでは投資判断が真に困難な案件で、産業競争力強化・経済成長と排出削減の両方に貢献する分野への投資等を先行投資支援の対象とすることが示されている。

この GX 経済移行債は、下記 3. に示す化石燃料賦課金及び特定事業者負担金により、カーボンニュートラルの達成目標年度である 2050 年度までに償還するものとされている（第 8 条）。

3. 成長志向型カーボンプライシングの導入

炭素排出に値付けをすることにより GX 関連製品・事業の付加価値を向上させるカーボンプライシングの仕組みを導入する。もっとも、直ちに導入するのではなく、GX に集中的に取り組む期間を設けた上で、低い負担から導入し徐々に引き上げていくことにより、GX に先行して取り組む事業者インセンティブが付与される仕組みとする。

3.1 炭素に対する賦課金（化石燃料賦課金）の導入

2028 年度より、化石燃料の輸入事業者等から、輸入等する化石燃料に由来する CO₂ の量に応じ、化石燃料賦課金を徴収する（第 11 条）。

3.2 排出量取引制度

排出量取引制度については、本年 4 月以降本格的な活動を開始することが期待される GX リーグの枠組みにおいて、企業が自主設定・開示する削減目標達成に向けた排出量取引（GX-ETS³）が開始され、その後、2026 年度より本格稼働することとされている。

その後の更なる排出量取引制度の発展に向け、GX 推進法では、2033 年度より、電気事業法上の発電事業者のうち、CO₂ の排出量が多いものとして政令で定める者に対し、一部有償で CO₂ の排出枠（量）を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収することとした（第 15 条、第 16 条）。なお、具体的な排出枠の割当てや単価については、入札方式（有償オークション）が導入される（第 17 条）。

4. GX 推進機構の設立

民間企業による GX 投資の支援（債務保証等の金融支援）、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の徴収、並びに、排出量取引制度の運営等を実施する機関として、経済産業大臣の認可により、GX 推進機構（脱炭素成長型経済構造移行推進機関）が設立される（第 54 条）。

³ https://gx-league.go.jp/aboutgxleague/document/%E5%8F%82%E8%80%83%E8%B3%87%E6%96%992_GX-ETS%E3%81%AE%E6%A6%82%E8%A6%81.pdf



5. 進捗評価と必要な見直し

GX 投資等の実施状況や CO₂ の排出に係る国内外の経済動向等を踏まえ、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを講じることとされている。

また、化石燃料賦課金や排出量取引制度に関する制度設計の詳細につき、排出量取引制度の本格的な稼働のための具体的な方策を含めて検討し、GX 推進法の施行後 2 年以内に、必要な法制上の措置を講じることとされている（附則第 11 条）。

6. GX 推進法成立による影響

GX 経済移行債による国の支援により、民間のみでは投資困難な案件への投資が可能となり、先進的な GX 案件に取り組む民間事業者に対して先行者利益を享受し易い環境が整備される。また、民間金融機関に対しても、公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法（ブレンデッド・ファイナンス）等を用いることにより、民間金融のみではリスクを取れない案件への融資が可能となり、民間金融機関としてのビジネスチャンスが拡大されることが期待される。一方で、GX 推進法により導入されるカーボンプライシングの仕組みは、GX に先行して取り組む事業者にインセンティブが付与される成長志向型の制度設計となっており、GX への取組を怠った輸入事業者や発電事業者には化石燃料賦課金や特定事業者負担金の負担が加算される。そのため、GX 推進法の成立により、これまで政府が進めてきた GX 実現に向けた取組がより一層加速されることが期待される。

当事務所においても、GX 案件に取り組まれる事業者・金融機関等を支援すべく、今後数回に分けて GX 推進法に関連する制度等の詳細を紹介する予定である。